

小牧市役所本庁舎 2 階多目的スペース利用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の文化芸術、レクリエーション、産業、福祉等へ寄与する活動の場を設け、創造性豊かな社会の実現を目指すとともに、市民の相互交流を図るため、小牧市役所本庁舎 2 階多目的スペース（以下「多目的スペース」という。）の利用について、小牧市庁舎管理規則（昭和 47 年小牧市規則第 34 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第 2 条 多目的スペースを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 無料で文化活動、演奏発表会等を行う者で次に掲げるもの

- ア 市内で活動する文化団体及び学習グループで代表者又は事務所の所在地が小牧市内にあるもの
- イ 小牧市内在住、在勤又は在学の者
- ウ その他管理責任者が特に認めた者

(2) パンや地元農産物などの販売又は市内企業製品の紹介等の展示を行う者で次に掲げるもの

- ア 市内福祉関係施設又は障がい者通所施設を運営する事務所
- イ 各課から依頼があった事業者等
- ウ その他管理責任者が特に認めた者

(利用期間等)

第 3 条 利用期間は、次のとおりとする。

(1) 文化活動、演奏発表会等を行う場合は、12月29日から翌年1月3日までを除く土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日という。」）のうちのいずれか1日とし、午後1時から午後4時までとする。ただし、準備及びリハーサルは午前9時から正午まで、後片付けは午後5時までとする。

(2) 販売を行う場合は、12月29日から翌年1月3日まで及び休日を除く月曜日から金曜日までの正午から午後1時までとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、各課から依頼があった事業者等によって販売又は展示を行う場合は、12月29日から翌年1月3日まで及び

休日を除き、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時（準備後片付け含む。）までとする。

（利用料）

第4条 利用料は、無料とする。

（利用方法）

第5条 利用を希望する者は、利用開始の日が属する月の6月前の初日（以下「受付開始日」という。）から利用開始の日の7日前までに、市庁舎の管理について（通知）（昭和53年3月31日小庶発号外）に規定する「物品販売等許可申請書」又は「集会等許可申請書」を総務部長に提出しなければならない。この場合において、受付開始日の午前9時までに利用日を同じくする申請があった場合は、管理責任者は、利用者を抽選により決定する。

2 利用者は、多目的スペースを利用する際（準備及び後片付けを含む。）は、職員の指示に従い、利用者の責任において安全に利用しなければならない。

3 利用に必要な備品等は、利用者が用意するものとする。

4 駐車場、会場整理は利用者側で行うものとする。

（利用の不許可）

第6条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多目的スペースの利用を許可しないものとする。

(1) 特定の政党や宗教に関連するもの

(2) 危険物又は腐敗の恐れがあるもの

(3) その他公益上不適当であると思われるもの

2 管理責任者は、庁舎管理上必要があると認めるときは、多目的スペースの利用を許可しないことができる。

（雑則）

第7条 管理責任者は、庁舎の管理運営上支障があると認める場合には、展示販売中であっても、利用の一部又は全部を制限することができる。

2 展示販売等（販売した物品を含む）により、他者に損害を与えた場合は、利用者がその損害の賠償を負う。

3 展示販売した物品が盗難、紛失、破損等した場合は、小牧市は、責任を負わない。

4 この要綱に定めるもののほか、多目的スペースの利用に関し必要な事

項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年7月17日から施行する。